

公益社団法人日本小児歯科学会専門医制度

生涯研修実績申告書

生涯研修記録簿

(専門医指導医用)

専門医氏名	
専門医登録番号	第 号
専門医指導医登録番号	第 号
登録年月日	年 月 日
登録期限	年 月 日まで

参 考 資 料

専門医指導医の認定更新(専門医指導医制度規則、専門医指導医制度施行細則より抜粋)

規則第6条 専門医指導医の更新申請は、専門医の認定更新申請と同時にを行うこととし、更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2. 専門医指導医の認定更新をしようとする者は、施行細則の定める生涯研修単位基準に従って研修を行わなければならない。

3. 専門医指導医の更新をしようとする者は、次の各号に定める申請書類を専門医認定委員会に提出し、審査を受けなければならない。

- (1) 専門医・専門医指導医認定更新申請書(第13号様式)
- (2) 生涯研修実績申告書・生涯研修記録簿(第14号様式、指導医用)
- (3) 診療実績証明書[認定更新用](第15号様式、指導医用)
- (4) 専門医指導医活動実績申告書(第16号様式)
- (5) 専門医認定更新審査料の振込み受領証コピー

4. 専門医指導医認定更新の申請は、認定失効期日の1年前から行うことができる。

細則第4条 規則第6条第2項に定める専門医指導医の認定更新のための研修単位基準とは、専門医制度施行細則附表2に定める研修単位の合計単位による。

認定更新のためには次の要件を満たさなければならない。

- (1) 研修単位は5年間で120単位以上。そのうち社会貢献の研修単位が15単位以上含まれること。
- (2) 診療実績のうち小児患者の割合が50%以上含まれること(第15号様式)。
- (3) 専門医指導医活動実績(第16号様式)が専門医認定委員会で十分評価されること。

2. 専門医指導医の認定期間が5年に満たないで、専門医の更新を申請する場合も専門医指導医の認定更新を申請しなければならない。ただし、研修単位等の要件は、専門医指導医の認定期間に応じて評価するものとする。

附表2

生涯研修単位基準(認定更新時)

1. 学術研修：小児歯科関連の学会および研修会での発表あるいは参加^{注1}

1) 日本小児歯科学会大会^{注2}(全国大会、地方会大会、専門医研修セミナー)

- | | |
|-----------------------|----|
| (イ) 発表者のみ(共同発表者は含まない) | 15 |
| (ロ) 参加者 | 10 |

2) 小児歯科関連の国際学会大会^{注3}(国際小児歯科学会、アジア小児歯科学会など)

- | | |
|---------------------|----|
| (イ) 発表者(共同発表者は含まない) | 15 |
| (ロ) 参加者 | 10 |

3) 小児歯科に関連する学会大会または地域単位の研修会^{注4}

- | | |
|---------------------|----|
| (イ) 発表者(共同発表者は含まない) | 10 |
| (ロ) 参加者 | 5 |

2. 業績：小児歯科学分野の研究や症例の学術雑誌等への論文発表^{注5}

1) 小児歯科学雑誌または Pediatric Dental Journal

- | | |
|--------------------|----|
| 筆頭著者 | 10 |
| 共同著者(筆頭より5番目までに限る) | 5 |

2) 上記以外の学術雑誌

- | | |
|--------------------|---|
| 筆頭著者 | 5 |
| 共同著者(筆頭より5番目までに限る) | 2 |

3) 学術著書

- | | |
|----------|----|
| 単著あるいは編者 | 10 |
| 分担執筆 | 5 |

4) 商業雑誌等	
筆頭著者	5
共同著者（筆頭より5番目までに限る）	2

3. 社会への貢献^{注6}（最低必要単位 15）

1件につき最高 3

4. 認定更新時の必要条件（以下の各項目を全て満たさなければならない。）

- 1) 認定更新申請にあたって、5年間に生涯研修単位を120単位以上修得する。そのうち社会貢献の研修単位が15単位以上含まれること。
- 2) 専門医認定委員会が主催する専門医研修セミナー等に2テーマ以上出席する。
- 3) 5年間の認定更新期間中に、日本小児歯科学会（全国大会、地方会大会）に6回以上出席する。
- 4) 下記項目のいずれか1つを行う。
 - (1) 日本小児歯科学会または関連学会^{注7}における小児歯科に関する一般発表（筆頭より3番目以内）
 - (2) 小児歯科関連学術雑誌への論文発表（筆頭より5番目以内）あるいは小児歯科医療の発展や社会貢献に寄与する内容の著書、雑誌等への執筆（筆頭者のみ）
 - (3) 日本小児歯科学会地方会で筆頭者としてケースプレゼンテーション

注1：発表あるいは参加を証明できるプログラムあるいは参加証明書（章）の添付が必要

注2：参加の10単位と発表の5単位が加算され、15単位となる。また、各地方会に出席する毎に、教育研修単位数は加算される。

注3：専門医認定委員会で承認されたものでなければならない。

注4：専門医認定委員会に以下の条件を証明する書類を添えて申請し認定されなければならない。ただし、地域的事情により、条件を満たすことができないと専門医認定委員会が認めた場合には、特例で認定することがある。なお、参加単位は1年間で5単位を上限とし、発表単位は1年間で10単位を上限とする。

- ①「会員数」が30名以上の場合は30%以上あるいは20名以上が専門医、「会員数」が30名未満の場合は10名以上の会員数で60%以上の専門医を有している。
- ②機関誌を発行している。
- ③定期的な研修会を開催している。
- ④規約が存在する。
- ⑤申請に際して、所属地域の日本小児歯科学会地方会の承認を得る。
- ⑥研修会の正会員は日本小児歯科学会会員であり、正会員数が10名以上である。

注5：論文の受理証明を添付することで認められる。投稿中は不可。

注6：具体的内容を記入し（本会・地方会活動、講演、地域の保健活動、専門学校の講義、公共出版物への執筆など）、専門医認定委員会において単位評価を行う。一つの活動項目について単位認定がなされ、1年間で12単位を上限とする。

注7：小児歯科に関わる全ての学会を意味する。

生涯研修実績申告書

平成 年 月 日

公益社団法人日本小児歯科学会
専門医認定委員会 殿

専門医名 _____ 印

私は、小児歯科領域における生涯研修を行い、小児歯科専門医指導医として技術と知識の向上を維持し、また小児歯科医療人として社会に貢献してきました。

同時に、認定更新に必要な生涯研修単位を合計120単位以上取得したことをここに申告いたします。詳細については本記録簿に記載のとおりです。

生涯研修単位項目	(最低必要単位)	単位
1. 学術研修:小児歯科関連の学会および研修会での発表あるいは参加		
2. 業績:小児歯科学分野の研究や症例の論文発表		
3. 社会への貢献	(15)	
合計単位	(120)	

1. 学術研修:小児歯科関連の学会大会および研修会での発表あるいは参加
 (専門医制度規則並びに施行細則、附表2を参照)

	学会大会および研修会名, 開催期日, 場所, 発表の場合は発表タイトル(発表演者のみ)	参加・ 発表の 区別	単位
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

	学会大会および研修会名, 開催期日, 場所, 発表の場合は発表タイトル(発表演者のみ)	参加・ 発表の 区別	単位
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

(専門医制度規則並びに施行細則、附表2を参照)

* 学術セミナーや臨床研修会の参加証、症例発表の抄録等(コピー可)を別紙に添付し別資料として提出する。日本小児歯科学会大会および地方会はIDカードにより管理されているが、記録として記入する。その際、発表者(共同発表者は含まない)か参加者かの区別は記入しておく。

	学会大会および研修会名，開催期日，場所， 発表の場合は発表タイトル(発表演者のみ)	参加・ 発表の 区別	単位
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			

(専門医制度規則並びに施行細則、附表2を参照)

* 学術セミナーや臨床研修会の参加証、症例発表の抄録等(コピー可)を別紙に添付し別資料として提出する。日本小児歯科学会大会および地方会はIDカードにより管理されているが、記録として記入する。その際、発表者(共同発表者は含まない)か参加者かの区別は記入しておく。

2. 業績:小児歯科学分野の研究, 症例の学術雑誌等への論文発表
 (専門医制度規則並びに施行細則、附表2を参照)

	著者名 (論文は記載順に全 員を記す)	論文:表題, 雑誌名, 巻(号), 頁~頁, 年 著書:表題, 書名, 編集者, 出版社, 頁~頁, 年	単位
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

	著者名 (論文は記載順に全 員を記す)	論文:表題, 雑誌名, 巻(号), 頁~頁, 年 著書:表題, 書名, 編集者, 出版社, 頁~頁, 年	単位
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

* 教育研修単位として認められるのは、

- 1) 日本小児歯科学会が発刊する学術雑誌の筆頭著者、共著者(筆頭より5番目までに限る)
- 2) 上記以外の学術雑誌の筆頭著者、共著者(筆頭より5番目までに限る)
- 3) 小児歯科関連の著書(分担執筆を含む)
- 4) 小児歯科関連の商業雑誌の筆頭著者、共著者(筆頭より5番目までに限る)

3. 社会への貢献における生涯研修単位
 (専門医制度規則並びに施行細則、附表2を参照)

	学会講演、地域の保健活動、専門学校の講義、学会活動などの区別	活動内容(講演テーマ, 主催, 貢献内容など) 期日(期間), 場所, その他	単位
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

	学会講演、地域の保健活動、専門学校の講義、学会活動などの区別	活動内容(講演テーマ, 主催, 貢献内容など) 期日(期間), 場所, その他	単位
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			